

阿寒摩周国立公園の公園区域及び公園計画の変更[第6次点検]概要

■背景

阿寒摩周国立公園は北海道東部中央に位置し、千島火山帯の活動によって形成された阿寒・摩周・屈斜路の3つのカルデラ地形を基盤とする、火山と森と湖が織りなす豊かな原生的景観を有する地域です。

本公園では、平成28年度から国立公園満喫プロジェクトのモデル公園の一つとして、世界水準の“ナショナルパーク”としてのブランド化の取組を進めてきました。なかでも、自然公園法に基づく利用拠点整備改善計画の認定を基盤として、「阿寒摩周国立公園弟子屈町川湯温泉街まちづくりマスタープラン（令和5年、弟子屈町策定）」に基づくまちづくりを重点的に推進しています。また、ロングトレイルのネットワーク形成にも取り組んでおり、道東の3つの国立公園を結ぶ“北海道東トレイル”の整備が進められています。この取組により、利用者が阿寒摩周国立公園を始めとする道東の自然や風土をより深く体験できるようになり、質の高い利用体験の提供や地域の価値向上が期待されています。

また、近年、地域活性化方策として自然を活用した観光の重要性が増す一方で、ゴミ投棄やそれに伴う野生生物の誘引、車中泊などのマナー問題が顕在化しています。こうした状況を背景に、これまで国立公園に指定されてこなかったものの資質を有する地域においても、公園指定によって優れた自然風景地の保護と適正な利用の両立を図り、地域の持続的発展につなげていくことを求める声が高まっています。特に津別町では、津別町第6次総合計画の中にも自然資源を活用した持続的な観光を推進する事が盛り込まれ、エコツーリズム推進協議会の設立など、国立公園の隣接地においても優れた自然資源の保護と利用の機運が高まっています。

今回は、これらの動きや自然景観・自然環境の変化を踏まえ、公園区域及び公園計画の変更（第6次点検）を行うものです。

阿寒摩周国立公園

※今回の主な変更

（公園区域及び保護規制計画）

- ①網走郡津別町の拡張（第2種、第3種）
- ②網走郡美幌町の拡張（第2種）
- ③足寄郡足寄町の拡張（第2種）及び車馬等乗入れ規制区域の指定
- ④川上郡弟子屈町の拡張及び削除（区域の明確化に伴うもの）
- ⑤公園区域全体で区域線や地種区分線の明確化

（事業計画）

<集団施設地区の変更>

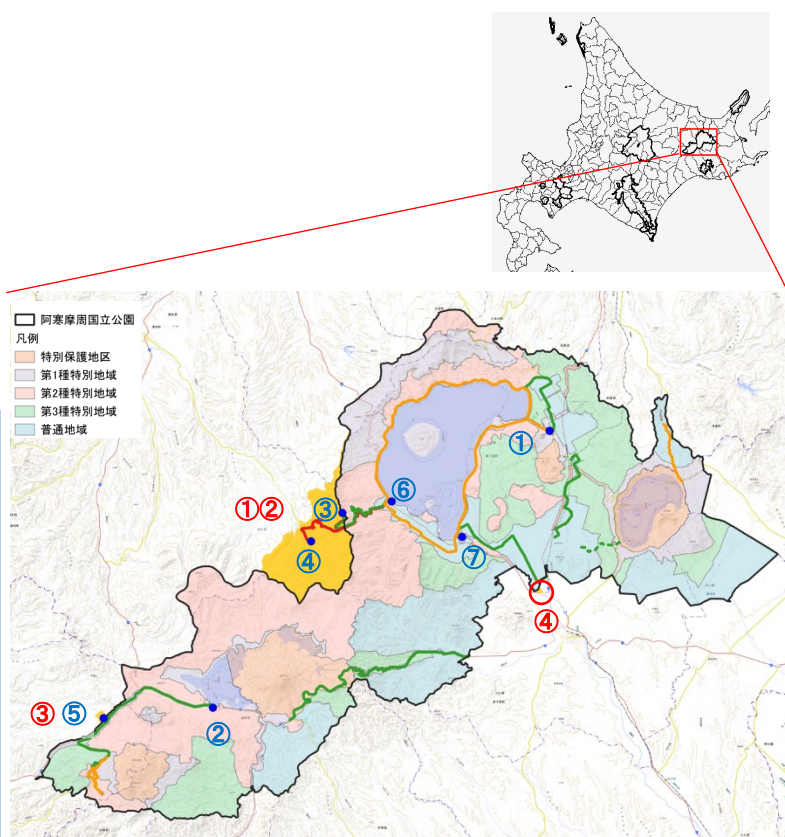
- ①川湯集団施設地区の区域及び整備計画等の変更
- ②阿寒湖畔集団施設地区の区域及び整備計画等の変更

<単独施設の追加>

- ③津別峠園地 ④上里園地・宿舎 ⑤白藤の滝園地
- ⑥屈斜路宿舎 ⑦釧路川源流域舟遊場

<道路の変更>

- ・道路（車道）の変更 1 ——
- ・道路（歩道）の追加 1 ——
- 削除 1 ----
- 変更 3 ——



■変更案のポイント・詳細

①公園区域

拡張：網走郡津別町の一部	4,028ha
網走郡美幌町の一部	111ha
足寄郡足寄町の一部	54ha
川上郡弟子屈町の一部	21ha
削除：川上郡弟子屈町の一部	8ha

②保護規制計画

- ・第2種特別地域：3,295ha（公園区域拡張に伴う指定）
- ・第3種特別地域：898ha（公園区域拡張に伴う指定）
- ・地種区分線が不明確であった区域の明確化

③集団施設地区

社会状況に合わせた整備計画の変更及び区域線の明確化

④単独施設

追加6：園地3（津別峠、上里、白藤の滝）
 宿舎2（上里、屈斜路）
 舟遊場1（釧路川源流域）

⑤道路（車道）

変更1：津別峠線

⑥道路（歩道）

追加1：北海道東トレイル線
 削除1：美留和摩周湖線
 変更3：オンネトー湯の滝線、屈斜路湖周回線、神の子池摩周湖探勝線

【参考】阿寒摩周国立公園の面積【単位：ha】

	特別保護 地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域 （陸域）	合計 （陸域）
変更前	10,194	20,992	25,046	17,309	21,531	95,072
変更後	10,194	20,992	28,341	18,207	21,545	99,279
変更面積	±0	±0	+3,295	+898	+14	+4,206